議案第38号

端建蔵橋架替工事請負契約の一部変更について

端建蔵橋架替工事請負契約(令和4年2月25日議決)の一部を次のとおり変更する。

| 変更後の契約金額 | 令和4年2月25日議決における 契約金額 |
|-------------------|-------------------------|
| 4, 090, 890, 100円 | 2,514,600,000円 |

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山 英幸

説明

端建蔵橋架替工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

端建蔵橋架替工事請負契約締結について

端建蔵橋架替工事請負契約を次の要項により締結する。

1 工 事 概 要 端建蔵橋の撤去及び下部工築造工事

附带工事 一式

2 契約の相手方 大阪市中央区南船場1丁目14番10号

大成・寄神特定建設工事共同企業体

構成員 大成建設株式会社

寄神建設株式会社

3 契約金額 2,514,600,000円

4 しゅん工期限 令和7年3月31日

5 工事場所 大阪市北区中之島6丁目並びに西区川口1丁目及び川口2丁

目

議会の議決に付すべき契約に関する条例(抄)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、市議会の議 決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の 請負とする。ただし、既決契約の一部変更(契約金額の2割を超える増減がある場合 を除く。)については、この限りでない。